矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

１．開催日時

令和８年８月２８日（金）午前９時３０分～午前９時５５分

２．開催場所

矢掛町役場　２階　第１会議室

３．出席委員　　１５名

農業委員８名			農地利用最適化推進委員７名		
１番	井辻　喜代次	出	矢掛地区推進委員	竹内　隆治	出
２番	頼正　裕	出	美川地区推進委員	岡田　勉	出
３番	齋木　功司	出	三谷地区推進委員	小原　敏之	出
４番	山部　良治	出	山田地区推進委員	藤井　善友	出
５番	山部　美由紀	出	川面地区推進委員	花川　和正	出
６番	杉本　規道	欠	中川地区推進委員	石井　孝治	出
７番	大森　孝吉	出	小田地区推進委員	妹尾　竜郎	出
８番	田尻　洋士	出			
９番	多賀　秀樹	出			

４．議案日程

（１）議案第２６号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について

（２）議案第２７号　農地の競売に対する買受適格証明願承認について

（３）議案第２８号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について

議　　長	それでは、ただ今から令和８年度第７回農業委員会総会を開催します。
議　　長	本日は、　杉本委員　　が欠席です。 農業委員全員（過半数）の出席がありましたので，矢掛町農業委員会会議規則第６条により，総会は成立します。 本日の署名委員は，矢掛町農業委員会会議規則第１３条により，３番 齋木委員と，４番 山部委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第 26 号から議案第 28 号の　３　議案です。
議　　長	**議案第　２６　号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について、** 　５　件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 以上５件について、総会次第の調査書のとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 事案番号　２３　番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
１番委員	こちらの案件は、贈与による所有権移転ですので、特に問題はないと思います。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号　２３　番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号　２３　号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号　２３　番につきましては、許可と決定します。

議　　長	事案番号 ２４ 番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
１番委員	こちらも贈与による所有権移転ですので、特に問題はないと思います。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 ２４ 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 ２４ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号 ２４ 番につきましては、許可と決定します。
議　　長	事案番号 ２５ 番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
４番委員	現地確認をしました。特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 ２５ 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 ２５ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号 ２５ 番につきましては、許可と決定します。
議　　長	事案番号 ２６ 番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
３番委員	譲受人は父親と一緒に農業をしており、適切に管理出来ると思われますので、問

	題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号２６番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 ２６ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号２６番につきましては、許可と決定します。
議　　長	事案番号２７番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
５番委員	譲受人は倉敷市在住ですが、倉敷市で耕作農地を持っており、農業経験の実績もあります。又、農作業の協力者も確保しており、通作、管理体制に問題なく、今後の効率的な農業経営等、充分な条件が整っていますので、特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号２７番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 ２７ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号２７番につきましては、許可と決定します。
議　　長	**議案第２７号　農地の競売に対する買受適格証明願承認について、** １件議題とします。事務局から説明します。

事 務 局	農地は一般の土地と違い、農地法によって取得できる人が制限されています。競売に参加するにあたり、農地については買受適格証明書を事前に取得し提出する必要があるため、今回証明願が提出されたものです。 （議案説明） 以上１件について、総会次第の調査書のとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 １ 番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
３番委員	こちらは地元の農事組合法人が、地元の農地を守るために取得したいということです。特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 １ 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 １ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号 １ 番につきましては、許可と決定します。
議　　長	**議案第 ２８ 号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について，** １ 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 事案番号１０番は、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないため、第２種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。事案番号 １０ 番について、地元委員の意見をお願いします。

４番委員	現地確認をしました。こちらの農地は道路に面しており、更地です。周辺農地への影響等、特に問題ありません。
議　　長	地元委員から意見がありました。事案番号１０番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号１０号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号１０番につきましては、許可と決定します。
議　　長	以上で，今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして，本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き，協議会を開催します。